

令和5年度

一関市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの

B：実現に努力しているもの

C：当面は実現できないもの

D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 一関市

要望 月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局 名	担当所 属名	反映 区分
8月3日	<p>重点要望1 国際リニアコライ ダー（ILC）の実 現について</p>	<p>ILCの誘致に関して、世界の素粒子 物理学研究者コミュニティは、平成16 （2004）年から国際チームによるILC 技術開発を進め、平成25（2013）年には 北上山地を世界唯一の建設候補地に選定 したところではありますが、未だ実現には 至っておりません。</p> <p>令和3年度に行われた文部科学省によ る第2期有識者会議では、ILC準備研 究所段階への移行は「時期尚早」との見 解が示されたものの、素粒子物理学及び その基盤となる加速器科学の分野は、日 本が世界的に高いプレゼンスを有する基 礎科学分野であり、今後とも世界をリー ドする研究成果を創出し、本分野を振興 していくことが期待されると評価され たところがあります。</p> <p>ILCの建設が実現すれば、世界最先 端の研究を行う人材が定着し、高度な技 術力に基づくものづくり産業を更に成長 発展させ、日本再興に大きく寄与するば かりではなく、国際的なイノベーション 拠点の形成等が進み、世界に開かれた地 方創生の実現が期待されます。</p> <p>ついては、ILCの東北での早期実現 に向けて、次の事項について国に働きか けるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) ILCの建設を国家プロジェクト</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）は、我 が国が標榜する科学技術立国の実現など、 我が国の成長戦略に貢献する極めて重要 な計画であり、ILCの東北への建設は、 国際研究都市の形成や関連産業の集積等 が期待されており、世界に開かれた地方創 生や東日本大震災からの創造的復興につ ながるものであることから、これまでもそ の実現に向けて、県内はもとより、東北IL C推進協議会など多くの関係団体等と 連携しながら東北一丸となって様々な活 動を推進してきたところです。</p> <p>現在、ILC国際推進チームにおいて、 国際協働による研究開発や政府間協議に 向けた取組が進められているところであ り、県ではこうした取組が加速するよう、 令和5年6月の「令和6年度政府予算等 に関する提言・要望」に続き、11月にも国 に対し以下の事項について要望を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際協働による加速器の研究開発 が着実に進むよう、必要な予算を确实 に確保すること</li> <li>2 関係省庁が連携して取り組む国家 プロジェクトとして位置づけ、政府全 体で誘致を推進すること</li> <li>3 日本政府が主導し、国際的な議論を 推進すること</li> </ol>	県南広 域振興 局	経営企 画部	B：1

		<p>として位置づけ、関係省庁横断による連携を強化すること</p> <p>(2) 日本政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進め、I L Cの早期実現を図ること</p>	<p>令和6年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やI L C実現の機運醸成などに取り組んでいきます。(B)</p>			
8月3日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(1) 国道4号の4車線化について</p> <p>① 大槻交差点以北 (平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備</p>	<p>国道4号は、物流や観光などの活動を推進し、分散型社会の構築に向けて欠かすことのできない重要なインフラであり、一関市内では国道284号、342号、457号及び主要地方道一関北上線等の東西幹線道路が接続する主要な幹線道路となっております。</p> <p>国道4号沿線にあるトヨタ自動車東日本(株)の金ヶ崎工場と宮城県の大衡工場を核として、岩手県南地域、宮城県北地域を中心に、自動車関連産業が集積され、国道4号を物流路線としたサプライヤー間の部品輸送が多く行われております。</p> <p>また、「世界遺産 平泉」を核とし、当市の観光資源を組み合わせた周遊観光ルートの形成により、交流人口の拡大を目指しているところです。</p> <p>については、産業振興、観光振興をより一層推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>① 大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

8月3日	重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について (1) 国道4号の4車線化について ② 高梨交差点以南の4車線拡幅整備	② 高梨交差点以南の4車線拡幅整備	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、高梨交差点以南を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。 (B)	県南広域振興局	土木部	B:1
8月3日	重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について (1) 国道4号の4車線化について ③ 高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完成	③ 高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完成	県では、要望の区間のうち、高梨交差点が混雑による追突事故が多発している主要渋滞箇所と認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通安全対策事業の推進について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
8月3日	重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について (2) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防(JR磐井川橋梁)の早期完成について	近年、短時間強雨の発生の増加や台風の大規模化等により、全国各地で水害や土砂災害が発生し、尊い人命や社会経済への甚大な被害が生じております。また、すでに地球温暖化の影響が顕在化していると見られ、今後、さらに気候変動の影響による水災害の頻発化や激甚化が予測されております。 一方、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、国では流域治水の実践及び防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による河川堤防の整備や強化	①② 公共事業予算については、令和5年6月14日の令和6年度政府予算提言・要望において、安定的・継続的な確保と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても必要な予算・財源を別枠で確保するよう国に要望したところであり、今後も国に働きかけていきます。 また、河川堤防の整備と合わせた鉄道橋梁の架替事業の推進については、情報共有を図りつつ、機会をとらえて国に働きかけていきます。(B:2)	県南広域振興局	土木部	B:3

		<p>等が実施され、必要とされる治水対策が鋭意進められているところです。</p> <p>このように河川堤防の整備が進められている中で、高さ等が不足したまま取り残されている鉄道橋梁が全国的に散見され、大雨の際には、流木等を含む洪水流によって、鉄道橋梁の傾斜や流出、橋脚の倒壊などによる被害が全国で相次いで発生しております。</p> <p>しかし、河川堤防の整備と合わせて架け替えが必要となることは認識されているものの、その費用が多額であることなどから、架け替え事業の進捗が見られず、治水安全度の向上に大きな影響を及ぼしているのが現実であります。</p> <p>もとより、このような鉄道橋梁は施工年次が古く、現行の河川管理施設等構造令に合致していないため、架け替えが急務であることも事実であります。</p> <p>よって、流域治水の実践及びさらなる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策終了後も継続的かつ安定的な治水関係予算の確保とあわせて、高さが不足している鉄道橋梁について、河川堤防の整備と合わせた架け替え事業の推進が図られるよう次期国土強靱化計画に明記すること</p> <p>② J R 河川橋梁の緊急調査結果等を</p>	<p>③ J R 東北本線磐井川橋梁については、国から、</p> <p>「磐井川自体の流量に対しては十分な安全度を確保しているが、北上川の背水の影響については、概ねの安全度を確保しているものの、径間長、桁下高等が河川管理施設等構造令を満足していない橋梁と認識しているところ。</p> <p>橋梁架替などについては、引き続き、鉄道事業者や関係機関と課題に対する調整、情報交換しながら、協議を進めていく」と聞いています。</p> <p>直轄管理区間の河川整備については県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。</p> <p>(B)</p>			
--	--	---	---	--	--	--

		<p>踏まえ、鉄道橋梁の架け替えを含めた必要な対策や事業費を負担する新たな枠組みの創設などについて、河川管理者・鉄道事業者等関係者の連携・協力のもと速やかに推進すること</p> <p>③ 一関市内においても、堤防整備が進む磐井川堤防区間では、堤防よりも高さが低く、一関遊水地事業計画の中で唯一残されているJR東北本線磐井川橋梁が渡河していることから、同橋梁の早期架け替えに着手すること</p>				
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(3) 国道343号新笹ノ田トンネルの整備について</p>	<p>国道343号は、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急峻な山地を越えなければならない地理的条件から交通の難所となっております。</p> <p>過去には、土砂災害による長期間の車両通行止めが発生し、交通に多大な支障をきたしました。冬期の積雪・路面凍結時においては、車両の通行が困難となることから、国道284号へ大きく迂回するなど、内陸と沿岸をつなぐ路線としての機能が十分に発揮されておられません。</p> <p>県では交通の安全確保と物流、観光ルート及び災害時の緊急輸送道路として、国道343号新笹ノ田トンネルの整備は急務であり、着実な進展が必要であることをご理解いただき、新たに「国道343号笹ノ田地区技術課題等検討協議会」を設</p>	<p>一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。</p> <p>急カーブや急勾配が連続する笹ノ田峠については、周辺の地質を文献により調査した結果、複数の断層の存在など、複雑な地質状況であることを把握したところであります。</p> <p>また、令和5年度政府予算において、ILC関連経費が倍増されたことや、「ILC実現建設地域期成同盟会」の設立など、ILCを取り巻く環境が、変化してきていると認識しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、笹ノ田峠に新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		<p>置し、笹ノ田地区の現道の課題について、対策の必要性、効果及び技術的課題等の検討を進めることとしており、今後の展開について、沿線自治体、住民ともに大いに期待しているところであります。</p> <p>については、同協議会において、笹ノ田地区の整備に関する諸課題やその解決策について、着実に調査検討を進めていただき、国道343号新笹ノ田トンネルの整備が早期に事業化されるよう要望します。</p>	<p>置し、これまでに2回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。(C)</p>			
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>① 国道284号から三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけ</p>	<p>まちづくり等を効果的に進めるためには、一つの自治体で施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることにより、大きな成果を得ることが可能となります。</p> <p>当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などの隣接する地域との地域間交流、交流人口の拡大による相互交流の活発な圏域づくりを目指すため、隣接市町と協調した、県境付近にも繋がる広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が求められております。</p> <p>近年、国内各地において、気候変動による豪雨や水害などが頻発しており、そ</p>	<p>三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけについては、要望があったことを宮城県と共有したところであり、今後も宮城県との情報交換に努めていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>の被害は以前にも増して甚大となっていることから、非常時において、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。</p> <p>については、県際連携や安全安心で激甚な災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 国道 284 号から三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路の整備に向けた宮城県への働きかけ</p>				
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>② (仮称) 栗原北上線の県道昇格</p>	<p>② (仮称) 栗原北上線の県道昇格</p>	<p>県道認定については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換を原則として県道に認定してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p> <p>なお、奥州市前沢から北上市までの32.6km区間については、平成28年4月1日に一般県道前沢北上線として供用開始しています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p>	<p>③ 国道 284 号の室根町高沢(たかさわ)地内の主要地方道本吉(もとよし)室根線との交差点の右折レーン設置</p>	<p>要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	<p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>③ 国道284号の室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置</p>					
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>④ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の整備促進</p>	<p>④ 主要地方道本吉（もとよし）室根線津谷川本宿（つやがわもとしゆく）地区の整備促進</p>	<p>主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区については、令和2年度に「津谷川工区」として事業化し、令和5年度は道路詳細設計を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：1</p>
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>⑤ 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備</p>	<p>⑤ 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備（整備済みの白崖（しらがけ）地区を除く）</p>	<p>一般国道342号花泉バイパス以南については、令和4年3月に白崖地区を全線供用開始したところです。</p> <p>要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>
8月3日	<p>重点要望2</p>	<p>⑥ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p>	<p>一般国道456号の宮城県境七曲峠付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

	<p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について</p> <p>⑥ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現</p>		<p>を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>			
8月3日	<p>重点要望2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p>	<p>当市は、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の要衝となっており、この広域的な地域の観光交流人口の増加や、物流ルートとしての機能強化を図るためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。</p> <p>また、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区など、国が治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。</p> <p>については、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備</p>	<p>要望の区間においては、生出地区及び流矢地区を生出工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
8月3日	<p>重点要望2</p>	<p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前(やまのめえきまえ) 釣</p>	<p>都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成30年度までに整備が完了しました。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	<p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化</p>	<p>山線（つりやません）の事業完了区間以北の早期事業化</p>	<p>要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら判断していきます。（C）</p>			
8月3日	<p>重点要望 2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ウ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの抜本的な改良整備</p>	<p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(ウ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの抜本的な改良整備</p>	<p>弥栄地区から金沢地区の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
8月3日	<p>重点要望 2</p> <p>道路等の整備及び治水対策の促進について</p>	<p>① 幹線道路網の整備</p> <p>(エ) 一般県道折壁大原線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大原弘川（はらいがわ）地区から上川原（かみかわら）地区までの改良整備</li> <li>国道284号から室根高原牧場間の未改良区間の改良整備</li> </ul>	<p>一般県道折壁大原線の大原弘川地区から上川原地区間については、抜本的な改良は難しい状況ですが、令和2年度から、道路現況等の課題について地元との意見交換を進めているところです。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 2</p>

	(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について ① 幹線道路網の整備 (エ) 一般県道折壁大原線		<p>国道284号から室根高原牧場間の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、室根町折壁地区において、老朽化した大平橋の架け替えを進めてきたところです。(C)</p>			
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (ア) 黄海川堤防の改修</p>	<p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (ア) 黄海(きのみ)川堤防の改修</p>	<p>黄海地区の北上川堤防は、昭和63年度より事業着手し、平成19年度までに計画高水位の高さで一連区間が概成していますが、県管理区間である支川の黄海川堤防については、北上川堤防に比べて低く、洪水時には北上川本川からの背水の影響が懸念される状況です。</p> <p>県が実施する河川改修事業については、未改修区間のうち、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所を優先的に進めることとしています。</p> <p>黄海川では近年洪水による家屋浸水被害は発生しておらず、河川改修事業の早期導入は難しい状況ですが、治水機能を維持するために堆積土砂の撤去や支障木の伐採を行うほか、洪水の危険を早い段階で察知できるよう、水位やカメラ映像などの河川情報の提供について引き続き実施していきます。(C)</p> <p>また、国では、北上川合流点付近の樹木伐採を実施し、洪水時の北上川本川の水位低下を図るなど、引き続き、黄海川への背</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

			水の影響による氾濫リスクの軽減を図っていくと聞いています。			
8月3日	<p>重点要望2 道路等の整備及び治水対策の促進について</p> <p>(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について</p> <p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (イ) 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進 (イ) 滝沢川排水機場の整備</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生している区間や資産が集中している箇所等において、優先的に進めています。</p> <p>御要望の箇所は、平成23年9月の台風15号、平成24年5月の豪雨及び令和2年7月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害が無く、冠水した場合の道路のう回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月3日	<p>一般要望1 地域医療体制等の充実について</p> <p>(1) 県立病院医療体制の充実について</p> <p>① 県立病院の医療体制の充実 (ア) 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう体制を充実させること</p>	<p>県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。</p> <p>特に救急科、麻酔科、産婦人科など24時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、さらなる増員を含めた対応が求められております。</p> <p>については、県立病院医療体制の充実のため次の事項について要望します。</p> <p>記</p> <p>① 県立病院の医療体制の充実 (ア) 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう体制を充実さ</p>	<p>医師の時間外・休日労働時間の上限規制への対応については、医師確保や医師の業務のタスクシフト、タスクシェアのほか、宿日直許可の取得等の取組を計画的に実施し、救急医療を始め必要な医療提供体制の確保に努めています。</p> <p>なお、地域医療提供体制を維持していくためには、平日の診療時間内での適正受診や、病状が安定した患者に対するかかりつけ医への紹介等の取組が不可欠であり、患者やその家族、地域住民の理解と協力を得るため、地元市町村と一体となって、意識醸成等の取組を進めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

		<p>せること</p>																			
<p>8月3日</p>	<p>一般要望1 地域医療体制等の充実について (1) 県立病院医療体制の充実について ① 県立病院の医療体制の充実 (イ) 常勤医師等の配置・増員</p>	<p>① 県立病院の医療体制の充実 (イ) 常勤医師等の配置・増員</p> <table border="1" data-bbox="562 301 1113 604"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>常勤医師の配置が必要な診療科</th> <th>常勤医師等の増員が必要な診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐井病院</td> <td>血管内治療医</td> <td>産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師</td> </tr> <tr> <td>千厩病院</td> <td>整形外科医、脳神経内科医</td> <td>総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医</td> </tr> <tr> <td>大東病院</td> <td>脳神経内科医、整形外科医</td> <td>内科医</td> </tr> <tr> <td>南光病院</td> <td>児童青年精神科医</td> <td>精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科	磐井病院	血管内治療医	産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師	千厩病院	整形外科医、脳神経内科医	総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医	大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医	南光病院	児童青年精神科医	精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）	<p>医師の配置・増員については、磐井病院では令和6年1月1日時点で前年同月と比較し4名増の71名、南光病院では2名増の12名の常勤医の体制とし、圏域内の診療体制の充実を図ったところです。</p> <p>各病院の御要望のあった診療科については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>また、児童青年精神科医は、全国的にも学会認定医の資格を有する者が少ないことから、他病院からの診療応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。（B）</p> <p>医師以外の職員の配置については、平成30年4月に、磐井病院において助産師2名を増員したほか、南光病院において公認心理師1名、医療社会事業士2名を増員し、今年度も増員後の体制を維持するなど、必要な体制の整備を図っています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A：1 B：1</p>
病院名	常勤医師の配置が必要な診療科	常勤医師等の増員が必要な診療科																			
磐井病院	血管内治療医	産婦人科医、救急科医、麻酔科医、呼吸器内科医、助産師																			
千厩病院	整形外科医、脳神経内科医	総合診療外科医、総合診療内科医、消化器内科医																			
大東病院	脳神経内科医、整形外科医	内科医																			
南光病院	児童青年精神科医	精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医）、公認心理師、医療社会事業士（精神保健福祉士）																			

			<p>なお、公認心理師については、全員が公認心理師資格を取得しており、精神保健福祉士については、配置した医療社会事業士のうち5名が取得しており、今後も病院において有資格者を養成することとしています。(A)</p>			
8月3日	<p>一般要望1 地域医療体制等の充実について (2) 奨学金養成医師の適正な配置について</p>	<p>平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度から始められ、当圏域には13人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。</p> <p>今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。</p> <p>特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。</p> <p>については、奨学金制度による養成医師の配置について、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること</p> <p>② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関へ継続的に必要医師数を配置すること</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、今年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計151名の養成医師を配置したところですが、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置なども踏まえ調整した結果、両磐医療圏には13名の配置となったところです。</p> <p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p> <p>また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度から、地域枠養成医師を対象に総合周産期母子医療センターでの専門研修期間の一部を義務履行として認めることにしたこと、加えて、令和2年度からは医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設け、さらに令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7名の地域枠を設置したところです。これらに</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

			<p>加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。(B)</p> <p>また、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和5年度は、県全体で34名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。(B)</p>			
8月3日	<p>一般要望1 地域医療体制等の充実について</p> <p>(3) 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び救急医療提供体制の確保について</p>	<p>少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっております。</p> <p>医師の偏在が解消されないまま、令和6年4月から医師の働き方改革が実施された場合、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど地域医療提供体制がさらなる縮小となることが懸念される場所があります。</p> <p>また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。</p> <p>地域医療に求められる役割は増々重要になっている一方、地域医療を取り巻く状況は厳しさを増しておりますことから、令和5年度に策定される次期岩手県保健医療計画において、地域医療が抱える課題解決に向けた方針が示されるよう期待するところです。</p>	<p>① 県境を越えた医療体制の構築については、国が定めている医療計画策定指針では、医療提供体制の構築において隣接する都道府県と連携を取る場合、当該連携を行う都道府県と協議を行い、具体的な内容を医療計画へ記載するよう努めることとされています。</p> <p>宮城県との県境においては、初期救急など一定程度本県への患者流入があることから、次期岩手県保健医療計画の策定に当たっては、宮城県と連携し、県境を超えた住民の受療動向などの情報共有を行うとともに、初期救急医療体制の確保に向けた検討を進めていきます。(B)</p> <p>② 潜在助産師の復職支援や看護職を目指す学生が利用可能な修学資金貸付制度等により看護職員の安定的な確保と定着の推進に取り組んでいきます。(B)</p> <p>③ 持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、医師の働き方改革に対応する</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 4</p>

このような厳しい状況の中、令和5年2月から岩手県小児救急医療電話相談事業（#8000）の受付終了時間を「午後11時まで」を「翌朝まで」に延長していただいたことは、地域住民の安心と小児救急医療体制の負担軽減につながるものがあります。今後とも適正受診の啓発の推進と救急医療の電話相談事業等の取組が拡充されることを期待しております。

については、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。

記

- ① 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について協議すること
- ② 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特に周産期医療体制構築のための助産師に対する支援や人材の確保を行うこと
- ③ 次期岩手県保健医療計画の策定に当たり、医師不足などを踏まえた医師の働き方改革への対応、地域の実情に応じた救急医療機関の果たすべき役割、かかりつけ医機能や在宅医療との連携などについて、地域医療の改善となるよう検討すること
- ④ 地域における救急医療体制を補完するために、住民が急な病気などの際に救急車を呼ぶべきか相談できる「救急安心センター事業（#7119）」について、県内全域を対象として実施するこ

ために、岩手県医療勤務環境改善支援センターにおけるアドバイザーの派遣などの支援のほか、タスク・シフト／シェアなどの医師の労働時間短縮に向けた医療機関の取組を引き続き支援していきます。

また、救急医療機関の果たすべき役割については、地域の実情を踏まえつつ、患者の症状に応じた適切な救急医療を提供する体制の確保に向けて取り組んでいきます。

在宅医療については、次期岩手県保健医療計画の中で「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」等を位置付けることとされており、こうした取組を通じて、在宅医療の推進に取り組んでいきます。（B）

- ④ 救急安心センター事業（#7119）については、救急医療機関の勤務医等の負担軽減や救急車の適正利用を推進することにより、地域の救急医療体制の確保・充実につながることから、導入している他県の事例も参考にしながら検討を進めていきます。（B）

		と				
8月3日	<p>一般要望 1  地域医療体制等の充実について  (4) 新型コロナワクチン接種の円滑な実施について</p>	<p>令和5年度のワクチン接種については、引き続き予防接種法上の特例臨時接種として位置づけられましたが、突如、国庫補助金の上限額が設定されたため、これまで構築してきた接種体制を見直さなければならない状況にあり、現場に混乱が生じております。</p> <p>また、ワクチン接種について、報道による情報が先行し、国からの正式な通知に遅れが生じることや、接種を実施するために必要な国の要綱や市民への情報提供資材等が事前に提供されないまま、接種開始日をむかえる事態が常態化していることから、現場に混乱が生じております。</p> <p>については、新型コロナワクチン接種を円滑に実施するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 新型コロナワクチン接種事業の継続にあたっては、市町村に財政負担が生じないように国庫補助金の上限額を撤廃し、引き続き全額国費による財政措置を講じること</p> <p>② 市町村が住民へのワクチン接種を安全かつ確実に進めるため、ワクチンの供給スケジュールや接種対象者等、体制整備に必要な情報を正式な通知をもって具体的かつ早期に明示すること</p>	<p>県では、新型コロナワクチン接種事業の継続に当たり、地方負担が生じないように、国費による財政支援の継続が必要と認識しており、令和5年度の国庫補助金の交付に当たっては、上限額を超過する場合の特例的な措置を令和5年9月以降も延長するなど、地域の実情に十分に配慮した財政措置を令和5年6月14日に政府予算提言・要望において要望を行ったところです。</p> <p>(A)</p> <p>また、各自治体が計画的に接種体制を構築するために必要な情報を早期かつ詳細に示す必要があると考えており、令和5年秋開始接種については、令和5年6月14日に政府予算提言・要望において要望を行ったところであり、令和6年度以降の体制については、定期予防接種化となることが見込まれていますが、今後、財政支援等の方針を速やかに示すよう国に対して要望してまいります。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 2</p>

8月3日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (1) 広域での公民連携の推進について</p>	<p>人口減少が加速していく中、多様化する地域の課題に行政だけで対応していくことは困難な状況であり、当市においても、企業や金融機関などの多様な主体との連携を進めております。</p> <p>全国では、企業、金融機関、地方公共団体等において公民連携の地域プラットフォームを形成し、PPP/PFI事業のノウハウの習得や、公民連携による事業形成能力等の向上を図り、具体的な事業形成につなげていく事例もあります。</p> <p>この取組は、自治体単独で進めるより、広域的な範囲で多種多様な主体が参画することにより、異業種間のネットワークの形成や、公民連携を推進していく人材の育成に寄与することから、より効果的な事業形成やマッチングの機会の増加につながるものと考えられます。</p> <p>東北エリアにおいても、青森県、秋田県、宮城県において、県と市町村が構成員になっている広域での地域プラットフォームが形成されております。</p> <p>については、県全体で一体的に公民連携の取組を推進していくため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 国の地域プラットフォーム形成支援事業を活用し、岩手県を代表者とした、地域の事業者、県内の自治体等が参画する地域プラットフォームの形成を進めること</p> <p>② 県で進める地域プラットフォームは、プラットフォーム形成後も、国が</p>	<p>県では、多様な主体との連携・協働や民間活力の導入などにより、公共サービスの質の向上やコストの縮減が図られ、より効率的・効果的な事務の執行が期待できるものについては、様々な事業手法の中から最適な方法を選択し、事業を進めていくことが肝要であると考えています。</p> <p>そのため、県では、東北各県等で構成する「東北ブロック・プラットフォームコアメンバー会議」に加え、盛岡市が金融機関等と構成する「もりおかPPPプラットフォーム会議」に参加しているところであり、当面、この枠組みを活用しながら導入案件の形成能力の向上や実務的な知見の集積を行っていくこととしています。(B)</p>	県南広域振興局	総務部	B : 1
------	---	--	--	---------	-----	-------

		らの支援を受け、実効性のあるプラットフォームとしていくため、PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度を国と締結できる形とすること				
8月3日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(2) IT関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保について</p> <p>① IT関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること</p>	<p>岩手県は、広大な面積の大部分が条件不利地域（中山間地域）であり、北上川流域の平坦地を中心として主に製造業の企業誘致が進められてきた経緯があります。</p> <p>当市が目指している「100億円を売り上げる企業を1社誘致するだけでなく、1億円を売り上げる企業を100社誘致する」は、仕事の種類や働き方の多様性だけでなく、住まいに近いところに働く場を創出することで、女性や若者の地元定着と人口減少対策を図ろうとするものです。特にIT関連企業等の非製造業は市内どこでも事業を行うことができ、これは当市に限ったことではなく岩手県全域への展開も可能であります。</p> <p>また、平成の市町村合併によって誕生した広域な自治体においては、同一自治体内において、旧市町村の区域で過疎法の固定資産税免除の適用を受ける区域と適用外の区域が混在している自治体もあります。</p> <p>過疎法の固定資産税免除の適用は、過疎地域における設備投資を促すための国策として実施しているものであり、そのような観点から岩手県としても、自治体単位の支援区分に加え、均衡ある働く場の確保のため自治体内の区域（過疎法の</p>	<p>IT関連産業は、DX等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が活発化しています。</p> <p>県では、令和3年3月に「いわてIT産業成長戦略」を策定し、時機を捉えたIT関連産業の誘致や、産業の高度化に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>誘致の実現に向けては、企業立地促進奨励事業費補助金において、一定の投資や雇用など、経済波及効果が高いものを支援の対象としているところであり、ソフトウェア業も対象業種としています。</p> <p>非製造業を対象とした支援の在り方については、限られた財源の有効的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の実情等を勘案した制度の見直しなど、より良い方策を検討していきます。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		<p>適用区域) ごとの支援制度の見直しが必要と考えます。</p> <p>については、IT関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保のため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① IT関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること</p>				
8月3日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(2) IT関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保について</p> <p>② 企業立地促進奨励事業費補助金について</p>	<p>② 県の企業立地促進奨励事業費補助金において、一関市は工場等の新設のみが対象となっているが、過疎法の固定資産税免除の適用を受ける旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村及び旧藤沢町については、工場等の新設に加えて増設の場合も対象とすること</p>	<p>企業誘致に係る補助や、過疎地域の振興につながる施策については、全県的な視点に立ち、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の事情等を勘案して、より良い方策を検討していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>
8月3日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について</p> <p>(3) U・Iターン者など地域外からのIT技術者の確保について</p>	<p>情報関連産業は、DX等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が行われています。</p> <p>地方においては、人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少で人材不足が進み、今後、地元企業の経営存続も危惧されており、地元企業は人材不足に対応し、また、強固な経営基盤の確立に向け、持続的、発展的なイノベーションを創出するため、Society5.0、DX</p>	<p>県では、令和3年3月に策定した「いわてIT産業成長戦略」に基づき、産業支援機関、大学やIT企業と連携して、デジタル化を支えるIT技術者の育成に取り組んでいるところであり、「いわて産業人材奨学金返還支援制度」により、U・Iターン者を含む若者の県内就職・定着を支援するなど、IT産業を含む本県産業を担う優れた人材の確保に努めています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A : 1</p>

		<p>(デジタルトランスフォーメーション)を推進する必要があります。</p> <p>しかしながら、当市ではSociety5.0、DXの推進に大きな役割を果たすIT関連企業等の立地が少ない状況であります。</p> <p>また、IT関連企業の誘致にあたっては、地域でのIT技術者の人材確保が必要であり、当市では小学生・中学生・高校生を対象とした若いうちからの育成を進めているところではありますが、企業にとって即戦力となるU・Iターン者などの地域外からの人材の確保が必要となります。</p> <p>ついては、IT関連企業や地域企業のDXを推進するためU・Iターン者などの専門技術者の雇用を促進するために必要な事業を実施するよう要望します。</p>	<p>また、県が首都圏等に設置するU・Iターン相談窓口においては、IT分野での就業を希望する相談者が多いことから、県の就職情報マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」の訴求力を高めるため、IT分野などの求人の特出しで掲載していません。(A)</p>			
8月3日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (4) 結婚活動支援について</p>	<p>当市では、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援に取り組んでおり、結婚を希望する独身男女の出会いの場の提供(市内イベントや宮城県を含む近隣4市町合同イベント)や縁結び支援員(ボランティア)による出会いの仲介支援や支援窓口設置による相談に対応しております。</p> <p>また、企業・団体等が実施する独身男女の出会いの機会を提供する事業に対する補助やいきいき岩手サポートセンターの会員登録料補助、新婚世帯に対する経済的負担の軽減を図るための家賃等補助の支援も行っております。</p>	<p>県では、今年度、「結婚支援企業・地域連携推進事業」として、企業や地域と連携した出会いイベントを広域振興圏ごとに実施する予定としており、様々な主体と連携しながら、更なる出会いの機会の創出等に取り組んでいくこととしています。</p> <p>こうした、広域振興圏単位での出会いイベントに取り組みながら、地域の実情に応じた取組が推進されるよう好事例の横展開も図っていきます。(A)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1

		<p>県においては、いきいき岩手サポートセンターを設置し、マッチングシステムを導入した会員制による出会い仲介支援を県内広域で行っておりますが、本市が行った結婚を希望する独身者を対象としたアンケートでは、結婚活動支援のなかで、近隣自治体との広域的な婚活イベントの開催を求める意見が多いことから、さらなる出会いの機会の創出と結婚活動支援の充実を図る必要があると考えます。</p> <p>については、県内全域もしくは振興局の範囲を対象とした広域的な婚活イベントの開催を要望します。</p>				
8月3日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (5) 中学校地域部活動に向けての補助金制度創設について</p>	<p>本市では、生徒数減少の現状や学校規模の縮小に伴い顧問教員数が足りなくなる中で、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、持続可能な部活動の体制を整備することが急務となっております。そこで、市内中学校長や体育協会等との協議・説明を経て、地域部活動の要綱を策定するとともに、部活動指導が可能な実施団体と協議し、昨年度2団体で地域部活動が発足しました。今年度は、平日と休日を地域部活動として行う全日型が3団体、平日の勤務時間外と休日に地域部活動を行う休日型が22団体とさらに移行が広がり、そのニーズが拡大しております。</p> <p>この地域部活動を運営する際に、地域部活動は基本的に学校とは別の団体であることから、指導者への謝金など、その</p>	<p>公立中学校における部活動の地域移行については、令和4年12月、国において、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表したところです。</p> <p>県では、国のガイドラインの改定を受け、令和6年1月に「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関する方針」を策定したところです。</p> <p>また、子どものスポーツ活動の機会を確保・充実させるため、地域の実情に応じて休日の部活動の段階的な地域移行が円滑に進むよう、指導者の確保や保護者等の費用負担など、受入団体の体制整備に要する</p>	県南広域振興局	経営企画部	C : 1

		<p>活動には運営のための財源が必要となります。文部科学省の通知によれば、費用負担は「受益者負担の観点から保護者が負担」することを想定しております。しかし、この制度の提案が国からなされ、現実に持続可能なものとしていくためには、幾分かの公的援助による誘導が不可欠であります。</p> <p>地域部活動制度は、教員の働き方改革を目指し考えられたものですが、これらを推進拡大することは地域人材活用につながり、教員の負担軽減に大きく資するものであります。</p> <p>については、地域部活動推進のためにも、県独自の施策として、地域部活動補助金制度を創設し、市町村とともに各地域部活動への具体的支援を開始することを要望します。</p>	<p>新たな財政支援を充実するよう国に対して要望しているところです。</p> <p>今後においても、国の動向を注視するとともに、県内5市町村において展開されている実証事業の課題を踏まえ、他県の取組状況を参考にしつつ、部活動の地域移行が円滑に進むよう、市町村とも連携しながら、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p>			
8月3日	<p>一般要望2 まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について (6) 国道343号渋民バイパスの「道の駅」整備について</p>	<p>令和3年3月に開通した国道343号渋民バイパスは、復興支援道路のリーディング工区に位置づけられており、交通の利便性向上による内陸と沿岸の物流の効率化、観光促進や交流人口の拡大等、今後ますます期待されております。</p> <p>当市は、国道343号と国道456号の交差点付近に国道利用者の休憩所や道路情報提供の場として「道の駅」を整備するため、地域住民や関係団体の協力のもと、令和2年10月に基本構想及び基本計画を策定し、令和4年度から実施設計及び敷地造成工事に着手したところです。</p>	<p>国道343号渋民バイパスの「道の駅」については、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供するため、令和4年度に事業着手したところです。</p> <p>今後も、貴市と連携し、整備を推進していきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1

		<p>また、令和5年度には施設建設工事に着手する予定としております。</p> <p>については、特産物を生かした商品等の提供などによる地域活性化の拠点、沿岸部と内陸部をつなぐ架け橋として地域交流の拠点、さらには防災拠点としての機能も兼ね備えた「道の駅」の着実な整備推進にあたり、引き続き、助言や支援、事業費の確保について要望します。</p>				
8月3日	<p>一般要望3</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援について</p>	<p>原発事故による放射性物質汚染は、震災から12年を経過した現在もなお、本市に大きな被害を与えております。</p> <p>牧草、稲わら、堆肥の農林業系廃棄物については処理が進まず、現在、埋設一時保管している汚染された道路側溝土砂、学校校庭等の土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどにより、市内全域で処理ができない状況にあり、これ以上、一時保管することは極めて困難であります。</p> <p>このような実態を踏まえ、県においては、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示すよう、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 原木しいたけ産地再生への支援について</p> <p>① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格水準に見合った原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な支援を実施すること</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、原木を安定的に供給するとともに、新規参入者の確保と規模拡大を推進することが重要だと考えています。</p> <p>このことから、県では、</p> <p>① 新規参入者や既存生産者の規模拡大部分の原木価格高騰分の掛り増しの賠償について、国と東京電力に対して実施を強く要望していきます。(B)</p> <p>② 良質な原木の確保と適期納入については、県森林組合連合会など関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに他の地域から原木が適期に供給されるよう取り組んでいきます。(A)</p> <p>③ 財物賠償について、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう引き続き強く求めていくとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望していきます。(B)</p> <p>④ 県では、国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき、平成25年10月に「岩手県放射性物質低減のための原木きの</p>	県南広域振興局	林務部	A:1、 B:3

		<p>② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援を実施すること</p> <p>③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援を実施すること</p> <p>④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること</p>	<p>こ栽培管理実施要領」を策定し、しいたけ生産者を指導しています。</p> <p>この実施要領については、研究機関による調査結果等の知見を踏まえ、令和4年5月に栽培工程管理の一部簡素化を図ったところであります。</p> <p>今後も、適切な栽培工程管理の実施に向け、放射性物質濃度の推移に関する研究を続けていきます。(B)</p> <p>今後においても、国と東京電力に対する要望を継続するとともに、原木しいたけの生産者に対する、きめ細やかな支援を行い、産地再生に取り組んでいきます。</p>			
8月3日	<p>一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること</p>	<p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について</p> <p>① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物の処理については、国のガイドラインで明確化されていない事項について、県が策定した「放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」において、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示しています。また、その処理費用については、国に対し、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講ずるよう要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
8月3日	<p>一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故に</p>	<p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助</p>	<p>県では、利用自粛牧草等処理円滑化事業(県単)により、保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管について、施設の維持管理にかかる経費を支援し</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>よる放射性物質汚染対策について</p> <p>(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援を実施すること</p>	<p>成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援を実施すること</p>	<p>ており、東京電力ホールディングス株式会社へ全額賠償請求しているところです。</p> <p>また、国に対し、農林業系副産物の処理等にかかる費用の財政的措置を講じるよう要望しており、引き続き様々な機会を通じて必要な対策を求めています。(B)</p>			
8月3日	<p>一般要望3</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について</p>	<p>(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について</p> <p>産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること</p>	<p>県では、食の安全安心を確保することが重要と考えており、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて県による精密検査の実施と検査結果の速やかな公表により、風評被害の防止に努めています。</p> <p>また、山菜等の販売促進については、県の出荷前検査、定期検査、モニタリング検査を迅速に行い、産直等で旬の山菜が速やかに販売されるよう、市と連携して取り組んでいきます。(B)</p>	県南広域振興局	林務部	B : 1
8月3日	<p>一般要望3</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(4) 損害賠償の迅速化について</p>	<p>(4) 損害賠償の迅速化について</p> <p>① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員を配置すること</p>	<p>① 産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要な過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直組織ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員を配置すること</p>		<p>こうしたことから、国に対し、産直組織などの被害の実態に即した十分な賠償を行うことを東京電力に対して指導するよう要望しているほか、直接、東京電力に対し、現場の声を十分に聴き、個々の事情を考慮して誠意ある対応をとるよう繰り返し求めているところです。</p> <p>なお、県では、広域振興局等が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。(B)</p>			
8月3日	<p>一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (4) 損害賠償の迅速化について ② 未払いとなっている行政請求分の支払いを早期に実施すること ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加をすること</p>	<p>(4) 損害賠償の迅速化について ② 未払いとなっている行政請求分の支払いを早期に実施すること ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加をすること</p>	<p>② 県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、3次にわたり和解仲介の申立てを実施してきたほか、令和5年7月25日には、第4次の和解仲介の申立てを実施しました。</p> <p>また、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講ずることや、県及び市町村が負担した放射線影</p>	県南広域振興局	総務部	B : 2

			<p>響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。(B)</p> <p>③ 『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていませんが、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。</p> <p>また、国に対しても、県及び市町村が負担した経費について十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講じることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望を行っていきます。(B)</p>			
8月3日	<p>一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援</p>	<p>(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について</p> <p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援を実施すること</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の提示については、国に対し、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。</p> <p>汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、国に対し、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等除去に要する経費や地域で必要となる一時保管場</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

	制度の創設について		所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講ずるよう要望しています。 なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費について、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援することとしています。（B）			
8月3日	一般要望3 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染土の処理方針について	(6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染土の処理方針について 学校施設の校庭などに埋設一時保管している除染土の処理基準を速やかに提示すること	県では、対応が長期化している除染土の処理について、岩手県の前発放射線影響対策の取組の課題としており、除染土壌の処理基準の早期提示等について、国への要望を行っています。 今後も、関係市町村と緊密な連携体制を維持し、情報交換等を行うとともに、引き続き国に対して、除染土壌の処理基準の早期提示等について要望していきます。（B）	県南広域振興局	県南教育事務所	B：1
8月3日	一般要望4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について (1) 過疎及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象経費とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、統合前基準	水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安全な水道水の安定供給のため、信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の強化が求められております。 当市では、平成29年（2017年）4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合が困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しております。 さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくな	県ではこれまで過疎対策事業債の必要額の確保など各種財政措置の維持・拡充について要望してきたところであり、令和3年度においては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行等に伴い、過疎及び辺地対策事業債について、簡易水道事業を統合した上水道事業のうち旧簡易水道事業施設が、両事業債の対象経費に追加されたところです。 また、水道事業に係る財政支援については、これまで全国過疎地域連盟を通じて、上水道等の安定的経営に向けた必要な財政措置の拡充や高料金対策への支援の充実等を国に要望するとともに、県でも令和	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	<p>額により地方財政措置を継続するよう国に対し要望すること。</p>	<p>ると見込まれており、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっております。</p> <p>また、本市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による水道供給の技術的、物理的に困難な水道未普及地域では、井戸等の自家水源を使用しており、生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、浄水施設設置に対する助成を行っております。</p> <p>これは、他の自治体においても同様の制度を設けており、衛生的で安定した生活用水の確保は大きな課題となっております。</p> <p>については、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 過疎及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象経費とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、統合前基準額により地方財政措置を継続するよう国に対し要望すること</p>	<p>5年6月に水道の基盤強化に係る予算の確保について要望しています。</p> <p>引き続き、市町村の実情を伺いながら、水道事業の基盤強化をはじめとした各種財政・措置の維持拡充について、国に必要な働きかけを行ってまいります。(B)</p>			
8月3日	<p>一般要望4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について (2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事</p>	<p>(2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」となっている要件を基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること</p>	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、様々な機会を捉えて国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

	業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」となっている要件を基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること		<p>今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけていきます。</p> <p>なお、本県における水道管路緊急改善事業では、配水支管（基幹管路以外）に区分される配水管についても、水道事業者等が水道統計などにより配水本管として対外的に公表している場合は交付対象（基幹管路）として運用しているところです。（B）</p>			
8月3日	<p>一般要望 4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について</p> <p>(3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること</p>	(3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、様々な機会を捉えて国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけていきます。（B）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
8月3日	<p>一般要望 4 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について</p> <p>(4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること</p>	(4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること	<p>生活用水確保に対する新たな財政支援制度の創設について、国では自家水施設等の生活用水は、個人資産となるため補助対象とすることは困難としているところですが、国にも本県の地域事情について伝えていきます。（C）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	C : 1

8月3日	<p>一般要望 4</p> <p>水道施設整備と生活用水確保への財政支援について</p> <p>(5) 現在、一般飲用井戸の水質検査受付は、一関地区合同庁舎で月2回行われているが、そのうち月1回は千厩分庁舎でも受付を行うこと</p>	<p>(5) 現在、一般飲用井戸の水質検査受付は、一関地区合同庁舎で月2回行われているが、そのうち月1回は千厩分庁舎でも受付を行うこと</p>	<p>飲用井戸等の水質検査については、県の保健所や民間の登録検査機関が担うことになっている中、貴市においては、市民の負担軽減を図るため、検査費用の助成にも取り組んでおられると承知しています。</p> <p>御要望がありました千厩分庁舎での水質検査の受付を行うことについて、関係機関と検討した結果、次年度は年2回(春季、夏季)千厩分庁舎での水質検査の受付を実施することとしました。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
8月3日	<p>一般要望 5</p> <p>流域下水道維持管理負担金の見直しについて</p>	<p>当市では、昭和56年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めてきております。</p> <p>しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化し、特にも人口減少の影響により、有収水量の大きな増加は見込めない状況であり、流域下水道維持管理負担金は関連市町にとっては大きな財政負担となっております。</p> <p>については、流域関連公共下水道事業を県と関連市町が協力し、安定した経営が図られるよう、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 当市では令和8年度までの整備区域を縮小し、また長期計画の見直しを予定していることから、施設や設備の</p>	<p>(1) 施設や設備の更新は、計画だけでは無く、実績や将来予測も考慮した上で、最適な施設設計を行い実施しています。また、ストックマネジメント計画については、関連市町には維持管理協議会調査部会で資料の提示と御説明もし、計画策定・改定時は事前確認も行っていますが、引き続き、事業費の低減や平準化に配慮しながら、関連市町へは施設設計の詳細を御説明することとし、進めていきます。(A)</p> <p>(2) 現覚書における維持管理負担金は、関連市町からの御要望にも応じて、令和2年度の決算を踏まえて算定し、関連市町との協議を経て、全ての市町から書面で御了解をいただいた上で、令和6年度までの維持管理負担金を定めたものです。令和7年度以降の維持管理負担金の算定においても、引き続き、決算分析を行いながら、収支均衡を目指し、関連市町</p>	県南広域振興局	土木部	A : 2

		<p>更新にあたっては今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう関連市町と事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること</p> <p>(2) 流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、決算分析を十分に行い、利益剰余金の取扱いなども含め、関連市町と協議の上、負担低減に努めること</p>	<p>の負担軽減に努めていきます。なお、利益剰余金は、これまで関連市町から書面により御了解をいただいた上で処分していますので、引き続き、協議等しながら取扱いを定めていきます。(A)</p>			
8月3日	<p>一般要望 6 地デジ県内放送の難視聴対策について</p>	<p>当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。</p> <p>しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至っておらず、また、テレビ共同受信組合が保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。</p> <p>については、総務省が行っているデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会などの内容を踏まえ、次の事項について国及び放送事業者に働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び市で実施可能な</p>	<p>(1) 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。</p> <p>この結果、県内の対象世帯については、平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。</p> <p>県としては、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。(B)</p> <p>(2) 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和5年6月にも要望したところです。</p> <p>県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 3</p>

		<p>受信環境改善策への財政支援制度を創設すること</p> <p>(2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度を創設すること</p> <p>(3) これまで実施してきた受信対策の課題を整理し、住民負担が生じないように配慮した上で新たな受信対策の基盤整備の検討を進めること</p>	<p>なお、現在国においては、市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に必要な経費の一部を補助する事業(地域ケーブルネットワーク整備事業及び「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)を実施しており、積極的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行っているところです。</p> <p>今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の実状把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。(B)</p> <p>(3) 新たな受信対策の課題については、国の動向や議論を注視しながら、引き続き適切な在り方について検討していきます。(B)</p>			
8月3日	<p>一般要望7 持続可能な農林業への支援について (1) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分について</p>	<p>産地交付金は、国から都道府県に対して配分される資金枠の範囲内で交付されておりますが、昨年度、県から一関地方農業再生協議会(構成市町:一関市、平泉町)に対する最終配分(地域枠)は、転換作物拡大加算の廃止等により取組面積が増えたにも関わらず大幅な減額となったため、取組単価を減額変更することとなり、今年度の当初配分(地域枠)においても昨年度と同額となったところであります。</p> <p>当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕</p>	<p>① 県では、産地交付金について、水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物の生産の取組等、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに有効と考えており、これまでも、国に対して、産地交付金を含む経営所得安定対策等について必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き様々な機会をとらえ、国に求めていきます。(B)</p> <p>② 制度改正等にあたっては、地域の中心地的な担い手や法人などの大規模経営体をはじめとする、中長期的な営農計画のもとに農業経営を展開している経営体</p>	県南広域振興局	農政部	B : 3

		<p>畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域における特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、多年生牧草助成の見直しによる畜産農家への影響とあわせ、その存在がより重要になっていると考えます。</p> <p>については、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に対し働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を充当する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること</p> <p>② 産地交付金の大幅な見直しを行う場合は、地域の中心的な担い手や法人などの大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けること</p> <p>③ 周知期間中に物価高騰など、社会状況が急激に変化し、その状況下で見直しを行った結果、農業者の経営を著しく悪化させることが見込まれる場合は、見直しの撤回や実施時期の再検討など、農業者に寄り添った対応を行うこと</p>	<p>に対して十分な周知期間を設けるよう、様々な機会をとらえ、国に求めています。(B)</p> <p>③ 需要に応じた米生産と併せ、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むためには、水田活用の直接支払交付金の活用が重要であることから、交付金の見直しにあたっては、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、様々な機会をとらえ、国に求めています。(B)</p>			
--	--	---	---	--	--	--

8月3日	<p>一般要望7 持続可能な農林業への支援について (2) 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について</p>	<p>当市は、中山間地域を多く抱え、水田整備率は東北の中でも最も低い岩手県平均から更に10%以上低い現状となっております。</p> <p>中山間地域における基盤整備事業は、生産性の向上に加え、集落営農の組織化や法人化等による担い手の確保、田んぼダム等の取組による防災機能などの効果があり、これからの中山間地域の営農継続に不可欠な事業と考えます。</p> <p>しかし、中山間地域への事業導入は、費用対効果が低く、現在の採択基準では、事業の採択が困難な状況となっております。</p> <p>さらに、基盤整備の工事が着工された後においても、必要となる予算に比して年度配分予算が少なく、事業の長期化と事業総額の増大により、地元負担も大きくなる傾向が続いております。</p> <p>については、中山間地域においても基盤整備事業がこれまで以上に実施できるような採択基準の見直しを含め、基盤整備事業の着実な推進により中山間地域の農業が今後も継続して営まれるよう予算確保について要望します。</p>	<p>中山間地域におけるほ場整備事業については、採択要件として平地地域に比べて受益面積が緩和されているほか、国庫補助率が5%上乘せとなっているなど地形条件に配慮した制度となっています。費用対効果については、土地改良法施行令において全ての効用がその全ての費用を償うこととされており、中山間・平地地域に関わらず1.0以上と定められていることから、事業効果を高める営農計画の作成や整備コストの縮減等に取り組んでいるところです。</p> <p>また、県では、簡易な基盤整備をきめ細かく行う「いきいき農村基盤整備事業」を創設し、国庫補助事業の要件に満たない基盤整備の要望に対応しているところです。</p> <p>今後においても、地域のニーズや地形条件に応じた基盤整備の推進に向け、各種事業の導入に向けた合意形成を支援していきます。</p> <p>一方、本県の農業農村整備関係予算は、令和6年度当初予算に令和5年度補正予算を加えた実質的な執行予算として、前年比102%を確保したところです。また、農業農村整備事業を計画的に推進するため、予算の安定的かつ十分な確保について、国に対し、令和5年4月14日、6月14日、9月15日、令和6年1月30日に要望したところであり、引き続き、国に対して必要な予算措置を強く求めるとともに、県予算の確保に努めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
------	---	--	--	---------	-----	-------

8月3日	<p>一般要望 7 持続可能な農林業への支援について (3) 多面的機能支払制度の予算確保について</p>	<p>農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されているところです。</p> <p>多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に支障をきたしております。</p> <p>については、多面的機能支払制度において、事業費を満額確保するよう国に働きかけるよう要望します。</p>	<p>多面的機能支払交付金に係る令和5年度の国の配分は、要望額の77%となっています。</p> <p>要望額に満たない場合は、国の指導に基づき、農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）に満額交付し、水路整備等を行う資源向上支払（長寿命化活動）については残額で対応することから、計画的な事業執行が困難な状況と考えています。</p> <p>このため、県では、国に対し、令和5年6月14日に、“日本型直接支払制度の十分な予算措置”を要望したところであり、引き続き、様々な機会をとらえ、国に対して必要な予算措置を強く求めていきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
8月3日	<p>一般要望 7 持続可能な農林業への支援について (4) 自伐型林業者の育成への支援について</p>	<p>当市では、林業就業者の高齢化が進んでいることから、林業の多様な担い手を創出するため、身近な地域の森林の整備を自ら行う自伐型林業者の育成を令和5年度から取り組んでおります。</p> <p>自伐型林業は、手入れの遅れた森林で定期的な間伐を繰り返し、間伐材収入を得る形態ですが、初期の間伐では、低質な木材の割合が多く、間伐材を搬出するための作業道の整備では収入が得られないことから、就業初期段階での支援が必要です。</p> <p>については、いわての森林づくり県民税の活用も視野に入れ、間伐や作業道整備、小型重機の購入に係る岩手県独自の支援制度を創設するよう要望します。</p>	<p>林業従事者の減少・高齢化が進む中、山林の借用や森林施業を受託し、森林整備や木材生産などを小規模で行う自伐型林業事業者は、森林組合や林業事業者とともに、地域の林業経営を支える担い手と考えています。</p> <p>県では、これまでも、自伐型林業事業者等に対し、「いわての森林づくり県民税」を活用した「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」により、「里山林の保全活動」や「作業道の作設・改修」、「チェーンソーなど必要な資機材の整備」などを支援しているところです。</p> <p>また、自伐型林業事業者の労働安全の確保に向け、「県が主催する安全研修等」や「林業関係団体が実施する技術研修」への参加について、積極的な働きかけを行</p>	県南広域振興局	林務部	A : 1

			<p>っています。</p> <p>今後も、市と連携を図りながら、自伐型林業事業者を含めた多様な担い手の確保・育成に向けた取組を支援していきます。(A)</p>			
8月3日	<p>一般要望 8</p> <p>事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(1) 国庫補助申請スケジュールの見直しについて</p>	<p>公立学校施設整備国庫負担金に係るスケジュールは、事業を実施する前年度に建築計画を提出、事業実施年度の4月から5月頃に事業認定申請書を、7月頃に交付申請書を提出し、8月頃に交付決定がされております。交付内示や指令前着工を承認する仕組みが確保されていないため、市町村では交付決定を受けて以降に、入札の執行と契約議決の手続きを行うこととなりますが、一度の入札で落札されとは限らず、万が一入札不調等の事態が生じた場合は、以降の事業スケジュールに大きく影響することとなります。</p> <p>また、学校等施設整備の多くは大規模な工事であるため工事期間が長期にわたることや働き方改革に伴う建設事業者の休業日確保等の影響から、事業全体のスケジュールが非常に逼迫する状況となっております。</p> <p>ついては、事業の円滑な実施に資するため、可能な範囲で国庫補助申請スケジュールの前倒しを要望します。</p>	<p>学校施設の多くは、児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しています。地域の実情等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、必要な財源の確保は引き続き重要な課題となっております。</p> <p>このような状況を踏まえ、令和5年度公立学校施設整備に関する予算について、全国施設主管課長協議会及び全国公立学校施設整備期成会を通じて、国に対し要望しているところであり、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1
8月3日	<p>一般要望 8</p> <p>事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p>	<p>当市では現在84名の交通指導員を委嘱しており、定例の街頭指導、季節運動、交通安全教室、その他市や警察署から要請があった際に、交通安全の保持のため</p>	<p>交通指導員は、現在、県内の全市町村に設置され、地域における日々の地道な見守りや呼びかけなど、官民一体となった</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>(2) 交通指導員設置事業補助金の増額について</p>	<p>に必要な指導及び交通安全思想の普及に係る活動を行っております。</p> <p>交通指導員は、各種活動にあたり、道路交通法を始めとする専門知識や交通安全指導に係る指導技術を習得しており、当市の交通安全の啓発や交通事故防止を推進する上で重要な役割を担っております。</p> <p>交通指導員に対する報酬については、県において、交通指導員設置事業補助金により、市町村に対し補助をしておりますが、その補助金額は年々減少傾向にあり、交通指導員の維持に係る市の財政負担は増大しております。</p> <p>ついでには、市の財政負担軽減と交通指導員の活動の活性化を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 交通指導員設置事業補助金について、各市町村の活動実績に応じた交付額となるよう必要な予算額を確保すること</p> <p>② 交通指導員設置事業補助金の対象経費のうち、交通指導員1人あたりの勤務日数年度間90日の限度を撤廃し、活動実績に見合った補助事業とすること</p>	<p>交通安全対策において重要な役割を担っていただいております。</p> <p>県内の交通指導員数は年々減少していますが、県では、その活動の重要性を踏まえ、予算の確保に努めながら交通指導員の設置に係る経費の一部を補助するなど、その活動を支援しているところです。</p> <p>各地域における交通安全の取組は、交通指導員を中心としつつ、老人クラブやPTAなどのボランティアも地域の見守り活動を行うなど、多様化している状況であることから、当該補助金の在り方等について、市町村と丁寧に意見交換しながら検討していきます。(B)</p>			
8月3日	<p>一般要望8 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p>	<p>平成27年7月の消防庁次長通知において、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには女性消防吏員の活躍を大きく進める必要があり、女性消防吏員の計画的な増員と確保を図るよう示され</p>	<p>国では、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の結果等を踏まえ、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を進めているほか、女性が消防署で勤務する上で標準的に必要となる施設整</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>総務部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>(3) 女性活躍のための消防庁舎施設整備に係る財政支援について</p>	<p>ております。また、消防吏員全体に占める女性消防吏員の全国比率を、令和8年度までに5%に引き上げることを共通目標としているところであります。</p> <p>当市では、平成25年度から令和5年度までに7人の女性消防吏員を採用し、令和8年度の目標達成に向けて、あと4人程度の採用となっておりますが、消防庁舎施設に女性専用の施設整備が必要となり、整備に係る費用の確保が課題となっております。</p> <p>国においては、当該施設の整備に係る財源として、特別交付税を措置しておりますが、その措置率は0.5であり、市の財政負担が大きくなっております。</p> <p>ついでには、当該施設の整備について、県による追加的な財政支援を要望します。</p>	<p>備〔浴室・脱衣所、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面室、その他（浴室トイレユニット等）〕については、特別交付税のほか公共施設等適正管理推進事業債を措置しているところです。</p> <p>県としては、市町村において消防行政に必要な予算を十分確保できるよう、地方交付税措置額における消防費の増額について、都道府県消防防災・危機管理部局長会等の場を活用して、国へ要望してまいります。（B）</p>			
8月3日	<p>一般要望8 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について</p> <p>(4) 東日本大震災に係る災害援護資金貸付金について</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付金は、国と県及び政令市が負担する資金を元に、市町村が東日本大震災の被災者に対して生活を再建するための資金を貸付けた制度であります。市町村において貸付金の回収が不能となっている場合や定められた期限から滞る場合には、市町村が県に対して立替え弁済することとされております。</p> <p>この貸付金は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況</p>	<p>県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。</p> <p>また、国に対して償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど円滑な債権管理事務に向けた支援を要望しているところです。</p> <p>償還期限の延長に係る国への要望については、他県の動向とともに、県内市町村</p>	県南広域振興局	総務部	B：2

		<p>から抜け出せず約定による償還が困難な市民が存在している状況にあり、今後、滞納額が増加し、市の財政運営上重大な問題となることが懸念されます。</p> <p>現行においても、破産手続きが開始された場合など、回収が困難な事例については、償還免除の要件が定められているところではありますが、強制執行を行った上で回収不能な場合にあっても償還免除の対象とならないなど、実体に照らして償還免除の要件が十分でないと考えます。</p> <p>については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の償還について、次の事項について国に働きかけるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 償還期限を超過して未回収の状態となる災害援護資金の償還について、期間を延長すること</p> <p>② 回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和すること</p>	<p>の状況や意向などを把握しながら、対応を検討していきます。(B)</p> <p>また、償還免除の要件については、国から具体の基準や取扱い事例が示されていないため、償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な債権管理事務に向けた支援を要望しているところであり、今後も県内市町村の状況や意向などを把握しながら、必要な対応を検討していきます。(B)</p>			
--	--	---	--	--	--	--